

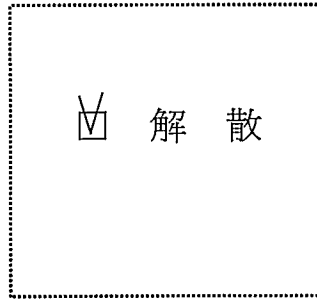
(その1)

# 収支報告書

- (ふりがな) りっけんみんしゅとうおかやまけんだいごくそうしぶ
- 1 政治団体の名称 立憲民主党岡山県第5区総支部
- 〒719-3702
- 2 主たる事務所の所在地 岡山県新見市哲西町上神代1349
- 3 代表者の氏名 鎌田桂輔
- 4 会計責任者の氏名 小西利一

事務担当者の氏名 鎌田桂輔

電話番号 086-233-2000



※報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、黄色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無

有  無

公職の種類 \_\_\_\_\_ (現・候)

資金管理団体の届出をした \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の期間

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

令和3年分 ※該当箇所に口をすること。

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

---

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者 鎌田桂輔

公職の種類 衆議院議員選挙 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 3 年 1 月  /  日 から

令和 3 年 2 月 22 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

# ○ 収 支 の 状 況 ○

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	内訳は様式 (その7)
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳は様式 (その7)
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(その20)

○ ○  
宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

有

無

政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 3 月 24 日

政治団体の名称 立憲民主党岡山県第5区総支部

会計責任者の氏名 小西利一



代表者の氏名 鎌田桂輔  
(解散時のみ)



(注) 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の署名・押印のほか、代表者の署名と押印が必要です。

# 政治資金監査報告書

令和 3年 3月 24日

立憲民主党岡山県第5区総支部

代表 鎌田 桂輔 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第2832号

研修修了年月日 令和2年12月10日



## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党岡山県第5区総支部の令和3年1月1日から令和3年2月22日までの法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党岡山県第5区総支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると 桑原 一 が判断したため、桑原 一 登録政治資金監査人の事務所（岡山県岡山市西大寺松崎 248-83）において実施した。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。  
なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党岡山県第5区総支部に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

立憲民主党岡山県第5区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党岡山県第5区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以上